

第5章 土木建築計画

5.1 配置動線計画

建設候補地内には、ごみ処理や施設運営に関わる建物のほか、法令や条例によって整備が必要となる施設機能を整備する必要がある。また、新施設に出入りする複数種類の車両が、安全で効率的に通行できる車両動線を検討する必要がある。施設機能の配置と車両動線は密接に関係することから、施設配置及び車両動線に係る条件を整理したうえで、安全で効率的な配置動線計画を定めることとする。

5.1.1 施設配置の検討

(1) 新施設に整備する施設機能

新施設に整備する主な施設機能は以下に示すとおりである。

■新施設に整備する施設機能

処理棟	: エネルギー回収施設、マテリアルリサイクル推進施設
管理棟	: 事業者、組合の事務所及び一般利用者の受入れ口
計量棟	: 搬入出車両の計量及び料金徴収場所
駐車場	: 一般利用者及び事業者、組合等の駐車場
雨水調整池	: 必要規模の調整池
緑地等	: 必要規模の緑地及び環境施設

(2) 新施設に整備する施設機能の配置条件

(1) で示した施設機能を建設候補地内に配置するにあたって、施設配置に影響する条件を整理する。処理棟、管理棟、計量棟については、それぞれの施設機能を有する建物を整備する必要があるが、建物を合棟とするか別棟とするかについても条件を定める。また、広い面積を要する雨水調整池、緑地等、駐車場について配置条件を定める。

1) 処理棟の施設配置条件

① 鉄塔による影響

建設候補地内に中部電力が所有する鉄塔が位置しており、処理棟の配置に大きく影響する。鉄塔を移設し、敷地面積を確保することも考えられるが、以下の理由から鉄塔を移設しないこととする。

■鉄塔を移設しない理由

- ・移設に伴う停電の影響が大きいことや、隣接する鉄塔の改造が必要であることなど、周辺への影響が大きい。
- ・自己理由による移設の場合、組合側にかかる費用の負担が大きくなる可能性がある。

また、鉄塔周辺で施設整備を行うにあたっては以下に示す2つの影響範囲に配慮した施設配置とする必要がある。

■鉄塔周辺において考慮すべき影響範囲

- ・地盤変形による鉄塔への影響を考慮し、鉄塔の基礎端部から 20m程度を影響範囲と見込み鉄塔との距離を確保し、施設を配置するものとする。
- ・送電線付近での工事・作業中の安全確保のため、中部電力で定められている離隔距離（4 m）を考慮した計画とする。

② 建物による日影の影響

建物による日影の影響については、建築基準法で定められる日影条件と周辺の田畑への影響を考慮する必要がある。建物による日影の影響が大きい処理棟については、日影による影響が極力及ばないよう、できるだけ南寄りに建物を配置させることとする。

③ 処理棟の合棟・別棟

処理棟については、エネルギー回収施設及びマテリアルリサイクル推進施設の機能を有する建物を整備する必要がある。それぞれの機能を有する建物を合棟もしくは別棟とするかによって、周回道路のルートなど配置動線計画に大きく影響し、搬入動線の安全性や効率性を大きく左右する条件であることから、処理棟を合棟もしくは別棟とするかについて検討し、規定することとする。

処理棟を合棟もしくは別棟とするかについて、プラントメーカーヒアリング及びプラントメーカーアンケートを行い、結果に基づき作成した比較評価を表 5-1 に示す。比較評価の結果、下記の理由から処理棟を合棟とすることとする。

■処理棟を合棟とする理由

- ・建設費、人件費、維持管理費の面からも別棟と比較し安価である。
- ・建物が 1 つに集約していることにより、周回道路、搬入動線、見学者動線等の各動線においてわかりやすく、安全性に優れ効率性もよい。
- ・プラントメーカーによる推奨が多かった。

表 5-1 処理棟の合棟・別棟比較
(プラントメーカーヒアリングの回答を基に作成)

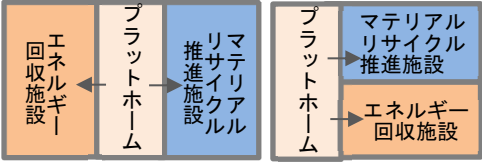
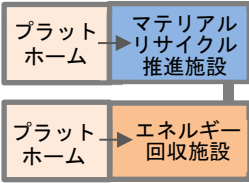
評価項目		項 目			
		合 棟		別 棟	
イメージ					
安全 性	周回道路	周回動線がシンプルになり一般持込車にも分かりやすい動線になり、安全性が向上する	○	全合棟に比べ周回動線が複雑になり安全性が低下する	△
	建物	火災の影響が他施設に及ぶ危険性がある	△	粗大・資源施設の火災の影響が可燃施設に及ぶ危険性が少ない	○
見学者動線		処理棟間の移動が不要となり見学動線が最短となる	○	処理棟間の移動が必要となり見学動線が長くなる	△
建設工程		工事する建物が集約しているため工事工程の調整が必要となる	△	施設ごとに工事工程の設定が可能である	○
コスト		[建設費] 別棟案に比べ、建築部材や電気設備、配管等が共用できる分、費用を削減可能（表 5-2 参照） [維持管理費] 照明や空調の共用、壁面積の低減等により、用役費、維持管理費低減に寄与 [運転費] 受入員や誘導員の兼用により人件費の削減が可能 水道光熱費などの削減も可能	○	[建設費]全合棟案と比較し、高くなる（表 5-2 参照） [運転費]全合棟案と比較し、人件費が高くなる	△
推 奨		提出図面があったすべての提案において合棟が採用されていた	○	別棟を採用した提出図面はなかった	△
評 価					全合棟
・ 建設費、人件費、維持管理費の面から合棟が優位 ・ 全合棟は建物が 1 つに集約していることにより、周回道路、見学者動線、搬入動線等の各動線においてわかりやすく効率性もよい ・ プラントメーカーによる推奨が多かった					

表 5-2 プラントメーカーヒアリングにおける処理棟建設費比較

■：最安値

項 目	プラントメーカー					
	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社	F 社
合 棟	10,300,000 (千円)	10,000,000 (千円)	11,100,000 (千円)	7,000,000 (千円)	8,700,000 (千円)	14,000,000 (千円)
別 棟	10,800,000 (千円)	11,000,000 (千円)	11,300,000 (千円)	7,000,000 (千円)	9,100,000 (千円)	14,500,000 (千円)

2) 管理棟の施設配置条件

管理棟は見学者が利用するエントランスや、事務所機能が入る建物である。また新施設においても環境啓発機能を整備することが決まっており、処理施設以外の用途としての利用も想定され、見学者等、一般の来場者も多く利用する施設であることから、施設の顔となり、安全性と機能性に配慮した建物配置とする必要がある。管理棟及び処理棟を合棟もしくは別棟とするかについて、プラントメーカーヒアリング及びプラントメーカーアンケートを行い、結果に基づき作成した比較評価を表 5-3 に示す。比較評価の結果、下記の理由から管理棟及び処理棟を別棟とすることとする。

■管理棟及び処理棟を別棟とする理由

- ・見学者が駐車場から管理棟へアクセスする際、周回道路を渡ることなく直接アクセスすることが可能で安全性が高い。
- ・環境啓発機能等の処理施設以外の用途を処理施設から切り離すことができ、空間利用の自由度が高まる。
- ・プラントメーカーによる推奨が多かった。

表 5-3 管理棟及び処理棟の合棟・別棟比較
(プラントメーカーヒアリングの回答を基に作成)

評価項目	項 目			
	合 棟		別 棟	
イメージ				
安全性	駐車場から管理棟へアクセスする時、見学者が周回道路を横断する必要があり、横断時の安全配慮が必要	△	駐車場から管理棟へアクセスする時、見学者が周回道路を横断する必要がなく、安全性が高い	○
居住性	プラント諸室と隣接することがあるため、防音、防振、臭気対策が必要	△	騒音、振動等の伝播がない	○
機能性	環境啓発機能を処理施設と同じ棟内に配置する必要があり、空間利用の自由度が制限される	△	環境啓発機能を処理施設と切り離すことができ、空間利用の自由度が高まる	○
コスト	建築面積を抑えることができるため、建築費用を安くすることができる（表 5-4 参照）	○	建築面積が増えることにより建築費用が高くなる（表 5-4 参照）	△
推 奨	合棟を採用した提出図面はなかった	△	提出図面があったすべての提案において別棟が採用されていた	○
評 価	・ 見学者が駐車場から管理棟へアクセスする際、周回道路を渡ることなく直接アクセスすることが可能で安全性が高い ・ 環境啓発機能等の処理施設以外の用途を処理施設から切り離すことができ、空間利用の自由度が高まる ・ プラントメーカーによる推奨が多かった			別棟

表 5-4 プラントメーカーヒアリングにおける管理棟建設費比較

■ : 最安値

項 目	プラントメーカー		
	a 社	b 社	c 社
合 棟	670,000 (千円)	400,000 (千円)	620,000 (千円)
別 棟	710,000 (千円)	500,000 (千円)	780,000 (千円)

3) 計量棟の施設配置条件

計量棟については、ごみの搬入及び退出時の2度計量を行うことができる建物を整備する必要がある。受付対応を行う職員が1か所に対応できるよう計量棟は1か所に集約することとする。

4) 駐車場スペースの確保

駐車場条件については、表 5-5 に示す必要台数以上の駐車マス設けることができるスペースを確保するとともに、必要に応じて臨時駐車スペースを確保する計画とする。

表 5-5 駐車場整備計画

車 種	必要台数	車室サイズ
・乗用車（運営事業者用）	運営事業者の必要な台数	－
・乗用車 （来客・組合職員用）	各 30 台 （車いす用駐車場含む）	駐車マス寸法：2.5m×5.0m 以上 車いす用駐車マス寸法 ：3.5m×5.0m 以上
・大型バス	3 台	車室寸法：4.0m×12.0m 程度

駐車場の整備にあたっては、安全な歩行者動線の確保に配慮する。特に車いす用駐車場については、エントランスに近接した位置として利便性に配慮する。

5) 雨水排水についての条件

建設候補地において調整池の設置義務はないが、都市計画法の趣旨である「都市の健全な発展と秩序ある整備」を考慮し、周辺地域に溢水等による被害が生じないよう雨水調整池を設置することとする。

雨水調整池の配置については、建設候補地南側もしくは北側に配置することが考えられるが、以下に示す理由から建設候補地の南側に配置する方針とする。

■建設候補地南側に雨水調整池を配置する理由

- ・調整池から河川まで勾配が必要となるが、河川との距離が短い分、池底の高さを抑えられることから、敷地全体の高さを抑えられ、盛土量を減らすことができる。（図 5-1 参照）
- ・盛土量が減ることでコストや手間を軽減できる。
- ・建物を配置しづらい鉄塔周辺や鉄塔より南側の余地を有効に活用できる。

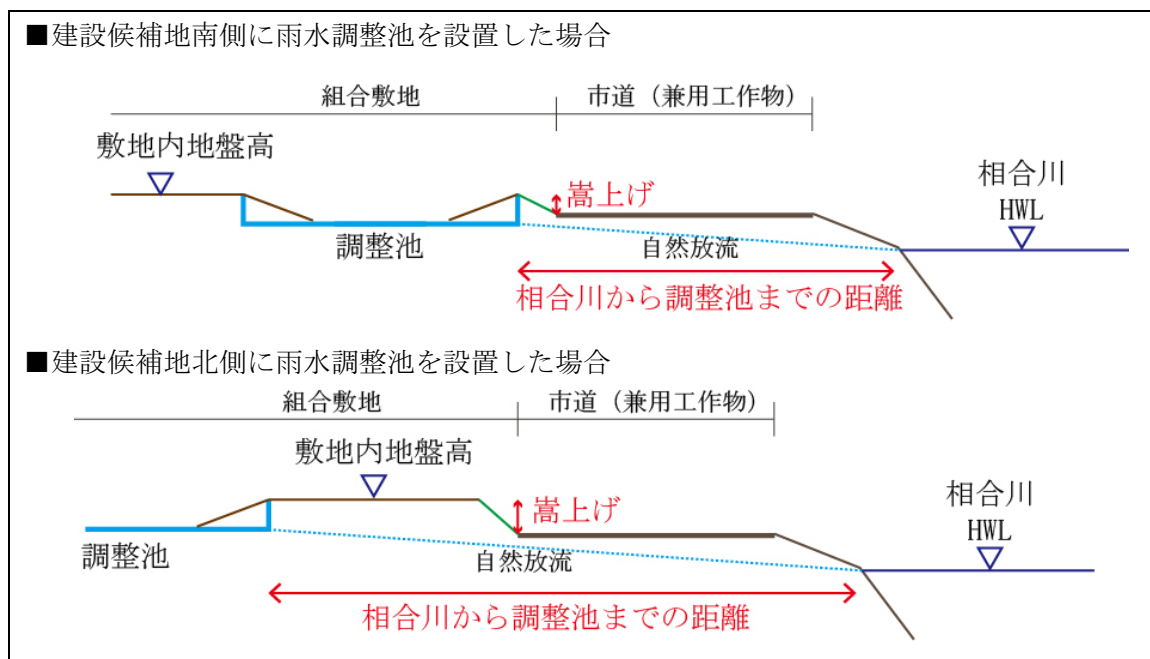


図 5-1 調整池配置位置の比較

6) 緑地の確保

緑地整備については、「伊勢市工場立地法に基づく準則を定める条例」に基づき、緑地を含む環境施設を整備する必要がある。建設候補地においては当該条例に定める準則に基づき、環境施設（緑地含む）を15%以上整備する必要がある。15%のうち10%以上は緑地でなければならない。残り5%は、緑地または緑地以外の環境施設（噴水、広場等）を整備する必要がある。（表 5-6 参照）また、そのほとんどを敷地周縁に設ける必要がある。なお、緑地面積を算出する上での敷地面積は、既存敷地面積＋新敷地面積となる。

表 5-6 整備を要する緑地を含む環境施設の面積割合

区域の範囲	緑地の面積の 敷地面積に対する割合	環境施設の面積の 敷地面積に対する割合
幹線道路沿道流通・業務地区	100 分の 10 以上	100 分の 15 以上

5.1.2 車両動線の検討

(1) 車両の整理

新施設に出入りする主な車両の分類を下記5種に整理する。

■車両の分類

- | | |
|---|--|
| ア | 多量搬入車両（収集車両、公用ごみ搬入車両、委託車両、許可車両等） |
| イ | 荷下ろし車両（一般持込車両） |
| ウ | 搬出車両（灰・資源化物搬出車両） |
| エ | メンテナンス車両（メンテナンス・薬品搬入車両） |
| オ | 一般車両（団体見学者用バス、一般来場者車両、組合職員車両、事業者職員車両等） |

※：ア、イの車両をまとめて「ごみ搬入車両」という。また、ア～エの車両をまとめて「一般車両以外の車両」という。

なお、荷下ろし車両は、地域住民を主とした家庭系ごみを持ち込む車両及び事業系ごみを持ち込む乗用車を指し、特に安全性に配慮した動線を検討する必要がある。

(2) 車両動線に係る条件

(1) で示した車両が安全かつ効率的に搬入及び通行できる動線条件を定める。特に荷下ろし車両や一般車両の動線については、安全性を重視した車両動線の条件を整理する。また、ごみ搬入車両については、効率性を重視した車両動線の条件を整理する。

1) 安全性を重視した荷下ろし車両動線の確保

表 5-7 に示す背景を鑑み、地域住民等の荷下ろし車両が、持ち込んだごみの全てを1か所で安全に荷下ろしできるよう、荷下ろし車両専用の荷下ろしスペースを整備することとする。荷下ろしスペースは収集車両等の出入りが特に多い可燃ごみのプラットフォーム以外の場所に整備する。

表 5-7 荷下ろし車両専用の荷下ろしスペースを整備する目的・背景

項 目	内 容
目 的	・ 収集車の往来が激しいエネルギー回収施設のプラットフォームに一般持込車両が進入しない計画とし、混雑緩和・安全性の向上を図る。 ・ 一般持込車両の利便性向上のためにワンストップによる受入れを目指す。
背 景	搬入車両全体のうち荷下ろし車両は約半数を占めており、既存施設ではプラットフォームが頻繁に混雑している。また、既存施設では荷下ろし車両のうち混載車の占める割合は少なくなく、混載車は可燃ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設にそれぞれのごみを搬入する必要があるなど、利便性の面で課題が存在する。

また、多量搬入車両のうちピットにごみを投入する車両（可燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装）については、浸水対策の観点から2階に設置することとする。プラットホームに取り付けるランプウェイ（斜路）を経由して2階のプラットホームに搬入することとし、荷下ろし車両と動線を分離させる。なお、プラットホームを2階に設置することにより、ピット掘削量の削減及び浸水対策も図ることができる。

以上を踏まえ、荷下ろし車両と多量搬入車両の動線を分離し、安全性を重視した荷下ろし車両動線を確保するものとする。

2) 安全性を重視した一般車両動線の確保

一般車両動線の安全性を確保するため、敷地入場前に一般車両以外の車両と動線を分離し、出入口ごとに入場規制が可能となるよう、一般車両が通行する出入口と、一般車両以外の車両が通行する出入口を別に設けることとする。また、車両出入口については、以下の条件を踏まえて整備することとする。

■車両出入口の整備条件

・一般車両出入口

搬入車両動線と極力交差しない動線計画とする。

・一般車両以外の車両入口

待機車両が北側市道に溢れないよう配慮し、繁忙期には周辺の市道の交通に支障をきたさないように誘導員を配置し車両を誘導するものとする。

・一般車両以外の車両出口

出口までの経路を短縮し、敷地面積の有効活用可能な位置に配置する。

3) 効率性を重視したごみ搬入車両動線の確保

ごみ搬入車両は、搬入時及び退場時に計量棟にて計量を行う必要がある。ごみ搬入車両の進入から退出の順路は図 5-2 のとおりとし、ごみ搬入車両のうち、一般持込車両、許可車両については、受付（住所などの記載含む）、手数料の徴収を行うこととする。

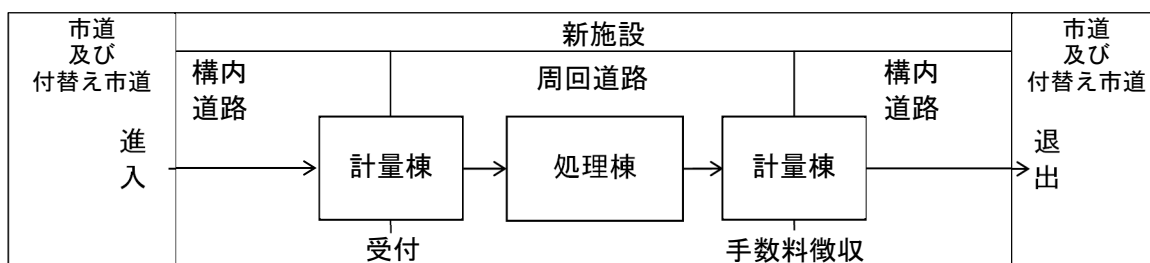


図 5-2 新施設への進入から退出までの順路

ごみ搬入車両が通行する道路を、以下に示す条件を配慮したうえで整備し、効率性を重視したごみ搬入車両動線を確保することとする。

① 構内道路

- ・ 平常時に搬入車両が 30 台以上待機できる計画とする。
- ・ 一般持込車両が特定の時期に集中することを想定し、適切に待機スペースを確保し、計量待ちの車両が北側市道に溢れることがないよう配慮する。
- ・ 計量が不要な車両が計量待ちの車両に巻き込まれないような動線とする。

② 周回道路

- ・ 時計回りの一方通行の周回道路を設け、周回道路はシンプルでわかりやすくする。

③ 付替え市道

- ・ 建設候補地内を通る既存市道 2 路線と、建設候補地西側を通る既存市道を廃止し、相合川へのアクセス道路として建設候補地東側に幅員 7.5m の市道を設ける。
- ・ 建設候補地南側の河川用通路と兼用工作物として幅員 7.5m の市道を設ける。
- ・ 敷地の隅切りを 6 m 確保する。

5.1.3 配置動線計画の方針

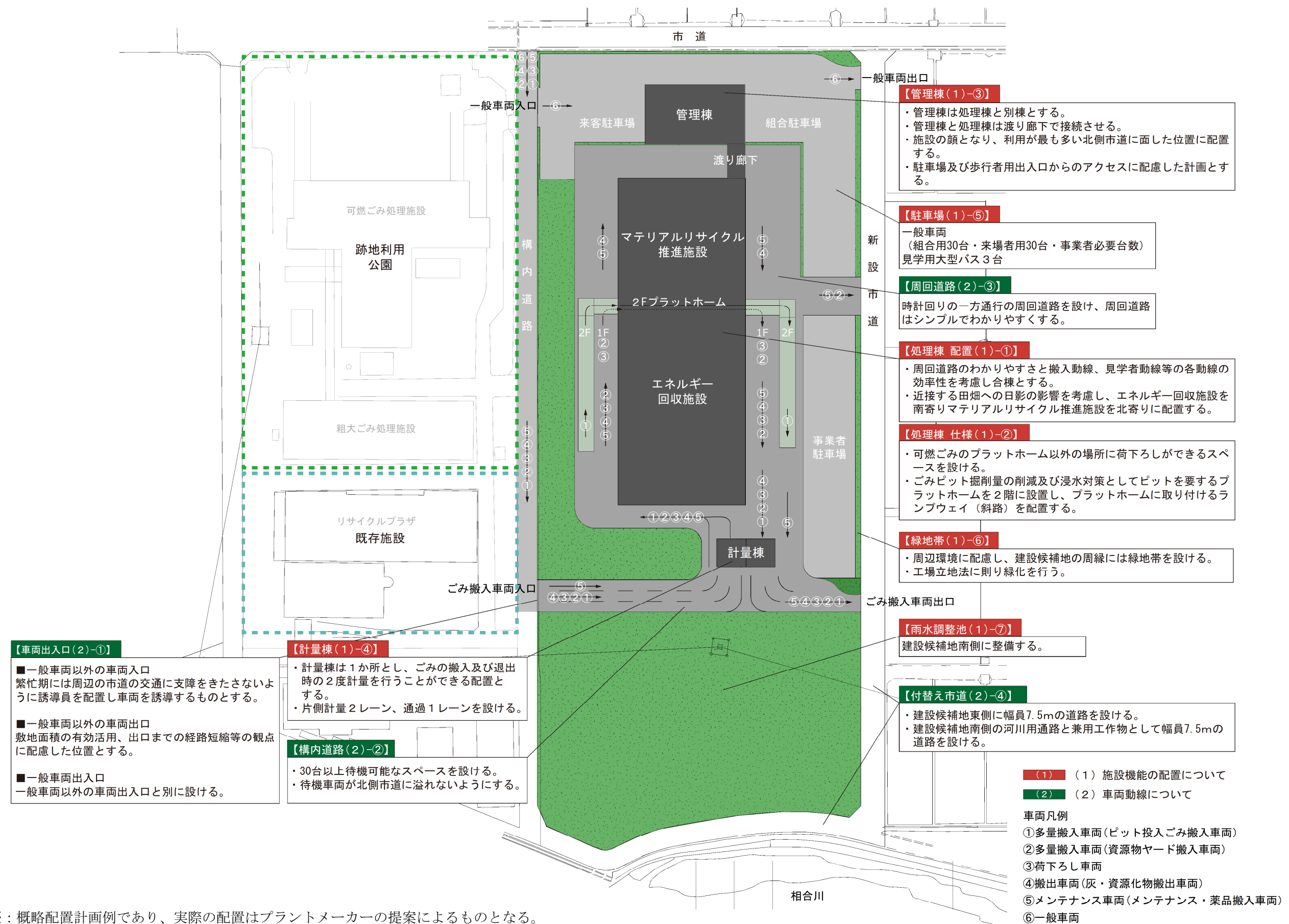
5.1.1 及び 5.1.2 で定めた施設配置及び車両動線の検討結果を踏まえ、配置動線計画の基本方針を策定した。配置動線計画の方針は表 5-8 及び図 5-3 に示すとおりである。

表 5-8 配置動線計画の方針

項 目	配置動線計画の方針
(1) 施設機能の配置について	
①処理棟 (配置)	・ エネルギー回収施設、マテリアルリサイクル推進施設を設け、周回道路のわかりやすさと、搬入動線、見学者動線等の各動線の効率性を考慮し合棟とする。 ・ ごみの処理を行う処理棟を、安全で円滑な搬入出車両動線やメンテナンス性を考慮した位置に設ける。 ・ 建設候補地の北側及び東側に近接して存在する田畑への日影の影響を考慮し、できるだけ南側に建物を配置することとし、エネルギー回収施設を南寄り、マテリアルリサイクル推進施設を北寄りに配置する。 ・ 周辺への圧迫感を軽減するため、建物形状、煙突の位置等外観、配置に配慮する。 ・ 鉄塔との離隔距離を確保した位置に配置する。
②処理棟 (仕様)	・ 施設の運営に必要なプラント設備及び諸室等を設ける。 ・ 可燃ごみのプラットホーム以外の場所に荷下ろしスペースを設ける。 ・ ごみピット掘削量の削減及び浸水対策として、ピットを要するプラットホームを 2 階に設置し、プラットホームに取り付けるランプウェイ (斜路) を配置する。

項 目	配置動線計画の方針
③管理棟	・見学者等、一般の来場者も多く利用する施設であることから、安全性と機能性に配慮し管理棟は処理棟と別棟とする。 ・管理棟と処理棟は渡り廊下で接続させる。 ・見学者の受入及び組合職員が執務を行う管理棟は、利便性や居住性を確保する計画とする。 ・施設の顔となり、利用が最も多い北側市道に面した位置に配置する。 ・駐車場及び歩行者用出入口からのアクセスに配慮した計画とする。
④計量棟	・計量棟は1か所とし、ごみの搬入及び退出時の2度計量を行うことができる配置とする。 ・片側に計量レーンを2列設け、通過車両用のレーンを1列設ける。 ・計量室周辺は、入口・出口車線ともに、カード貸与者がセルフで受付できるレーンを設ける。
⑤駐車場	・一般車（組合用30台・来場者用30台・事業者必要台数）、身障者用、団体見学用大型バス3台の駐車場を計画する。 ・来場者用駐車場は市道からわかりやすく、アクセスしやすい位置とする。 ・組合用及び事業者用駐車場を安全性、利便性に配慮し、適切な位置に計画する。 ・駐車場へのアプローチは搬入車両、搬出車両のアプローチと可能な限り早く分離できる動線とし、駐車場へ向かう車両の安全性、利便性に配慮し、待機車両に巻き込まれない計画とする。 ・管理棟や処理棟へのアクセスに配慮した計画とする。
⑥緑地帯	・周辺環境に配慮し、建設候補地の周縁には緑地帯を設ける。 ・工場立地法に則り緑化を行う。
⑦雨水調整池	・雨水調整池は三重県宅地開発事業に関する技術マニュアルに基づき整備する。 ・建設候補地南側の相合川へ雨水を放流することを考慮し、雨水調整池を配置する。 ・嵩上げがなるべく生じないように配慮し、建設候補地の南側に配置する。
(2) 車両動線について	
①車両出入口	・一般車両出入口は、一般車両以外の車両出入口と別に設ける。 ・一般車両以外の車両のうち、ごみ搬入車両以外の出入口については、ごみ搬入車両の出入口と重複することを可とするが、搬入出動線と交差しない動線計画とする。 ・繁忙期には周辺の市道の交通に支障をきたさないように誘導員を配置し車両を誘導するものとする。 ・出口位置については、敷地面積の有効活用、出口までの経路短縮等の観点に配慮した位置とする。

項 目	配置動線計画の方針
②構内道路	・車両入口から計量棟間において、平常時に搬入車両が 30 台以上待機できる計画とする。 ・一般持込車両が特定の時期に集中することを想定し、適切に待機スペースを確保し、計量待ちの車両が北側市道に溢れることがないように配慮する。 ・計量機を通過する必要のない車両が計量待ちの車両に巻き込まれないような動線とする。 ・西向きでの待機車両がなるべくないように配慮する。
③周回道路	・ごみ収集車両が安全かつ円滑に搬入出できる動線とする。 ・時計回りの一方通行の周回道路を設け、周回道路はシンプルでわかりやすくする。
④付替え市道	・建設候補地内を通る既存市道 2 路線と、建設候補地西側を通る既存市道を廃止し、相合川へのアクセス道路として建設候補地東側に幅員 7.5m の市道を設ける。また、敷地の隅切りを 6 m 確保する。 ・建設候補地南側の河川用通路と兼用工作物として幅員 7.5m の市道を設ける。



※：概略配置計画例であり、実際の配置はプラントメーカーの提案によるものとなる。

図 5-3 配置動線計画

5.2 諸室計画

5.2.1 処理棟の諸室計画

(1) エネルギー回収施設

エネルギー回収施設の諸室計画は表 5-9 に示すとおりである。

表 5-9 エネルギー回収施設諸室

諸 室	概 要
プラットホーム	ごみ収集・運搬車両による切り回しやごみピットへの投入作業が容易かつ安全に行える広さを確保する。
ストックヤード	可燃性粗大ごみ等を受け入れ・貯留するヤードを設ける。
ごみピット	可燃ごみを受け入れ、貯留するためのピットを、1 炉補修点検時及び全炉補修点検時に支障をきたさないように施設規模の 6 日分 (5,500 m ³) 以上の容量を確保する。
炉 室	主要機器、装置は屋内配置とし、点検、整備、補修のための十分なスペースを確保する。
前 室	炉室及び臭気発生室からの出入口部分には、粉じん及び臭気漏洩を防止するために前室を設ける。
灰 ピ ッ ト	ピット底部は汚水の滞留がないように考慮し、灰ピット内は十分な照度を確保する。
灰クレーン 操 作 室	灰ピット内及び周辺の状況が見通せる位置とする。
灰 搬 出 室	灰搬出設備等を配置する諸室を設ける。
中央制御室	監視盤等の設備を有する諸室として、特に炉本体、電気関係諸室とは異常時の対応を考慮し、距離的にも短く連絡される位置に配置する。
ごみクレーン 操 作 室	ごみピットに面し、ごみピット内及び周辺の状況が見渡せる位置に設ける。中央制御室と同室とすることも可能とする。
プラットホーム 監 視 室	事故等に迅速に対応できるように、プラットホームを見渡せる位置に設ける。
油圧装置室	油圧装置を設置する諸室を、必要で十分な換気を行える構造とする。
電 算 機 室	電算機を設置する諸室を、中央制御室に近接して設ける。
タービン 発 電 機 室	タービン発電機を設置するための諸室の内部空間は、タービン及び発電機の点検・整備に必要なスペースを確保する。
非常用発電機室	非常用発電設備を設置するための諸室を、タービン発電機室に近接して設ける。
電 気 室	配電設備や通信設備等の電気設備が設置される諸室を、保守・管理が円滑に行えるように、中央制御室に近接して設ける。
受変電電気室	特別高圧の受変電設備を設置する諸室を、危機の放熱や換気に十分留意し、機器の搬入出が容易に行えるものとする。

諸 室	概 要
蒸気復水器 ヤード	復水器のファン騒音を減ずるために十分な高さを有する遮音壁を設ける。
排水処理室	建物と一体化して設けられる水槽類は、系統ごとに適切な位置に設け、臭気、湿気、漏水対策等を講じる。
各種送風機室	誘引送風機、押込送風機、空気圧縮機、その他騒音の発生する機器は、原則として専用室に収納し、防音対策及び防振対策を行う。
排ガス処理室	集じん機有害ガス除去設備を設置するための諸室を、炉室と一体構造とし、仕上げ・歩廊・換気・照明設備についても一体的に計画する。
そ の 他 必 要 諸 室	その他必要諸室（工作室、倉庫、危険物庫、予備品収納庫、従業者休憩室、従業者更衣室、従業者給湯室、従業者会議室など）を適切な広さで設ける。必要に応じ空調機械室を設け、騒音に配慮する。薬剤受入場所を薬剤補充車が他の車両の通行の妨げとならないよう計画する。

（２）マテリアルリサイクル推進施設

マテリアルリサイクル推進施設の諸室計画は表 5-10 に示すとおりである。

表 5-10 マテリアルリサイクル推進施設諸室

諸 室	概 要
プラットホーム	ごみ収集・運搬車両による切り回しやごみピットへの投入作業が容易かつ安全に行える広さを確保する。
粗大ごみ・ ペットボトル・ プラ容器ピット	粗大ごみ・ペットボトル・プラスチック容器包装については一時的なごみ貯留の目的としてごみピットを設ける。
受入貯留ヤード	搬入された不燃・粗大・資源ごみを受入れ、一時貯留し、荒選別するためのヤードを、ショベルローダ等によりダンピングボックスへの供給が円滑に行える配置に設ける。
破 碎 機 室	破碎設備を設置するための諸室を専用の室として設け、機械の搬入出が容易にできる位置に設けることとする。
選別設備室	破碎ごみを機械選別するための諸室にマシンハッチを設け、点検、整備、補修等の作業の利便性を確保する。
手 選 別 室	良好な作業環境とするために、粉じん・騒音・振動に対して配慮を行う。
搬出設備室	破碎・選別・圧縮されたごみ及び有価物を一時貯留・搬出するための諸室を、搬出車の出口は十分な幅、高さを確保するとともに、振動・騒音対策を講じる。
中央操作室	室内からごみの投入状況を直接監視できる位置に配置することとするが、稼働中の危険防止及び騒音、振動を避けるために破碎室とは分離して設置する。
クレーン操作室	ごみピットに面し、ごみピット内及び周辺の状況が見渡せる位置に設ける。中央操作室と同室とすることも可能とする。
集じん設備室	集じん排風機は騒音の発生源となるため、必要な対策を講じ壁面の遮音性を高める。

（３）荷下ろし車両専用の荷下ろしスペース

5.1.2 及び表 5-11 に示すとおり、荷下ろし車両専用の荷下ろしスペースをマテリアルリサイクル推進施設のプラットホーム又はその他の建物内に整備するものとする。

表 5-11 荷下ろし車両専用の荷下ろしスペースの仕様

諸 室	概 要
荷 下 ろ し 車 両 の 荷 下 ろ し ス ペ ース	マテリアルリサイクル推進施設のプラットホーム又はその他の建物内に荷下ろし車両の荷下ろしスペースを設ける。荷下ろしスペース 1 か所で荷下ろし車両がすべてのごみを下すことができる計画とする。

5.2.2 管理棟の諸室計画

管理棟には以下に示す諸室を整備することとし、諸室計画については、表 5-12～表 5-20 に示すとおりとする。

■管理棟に整備する諸室

・組合事務室 ・エントランスホール ・研修室 ・環境啓発エリア ・従業者通用口 ・トイレ ・書庫 ・浴室 ・その他

表 5-12 組合事務室

項 目	内 容				
設置室数	1 室				
用 途	組合職員が執務を行う室として利用する。				
規 模	床面積	提案による	利用対象 及び人数	組合職員	20 人
	20 人程度が執務できる規模とする。				
諸室仕様	1) 業務上有効な自然採光を取り入れ、日当たり等の居住性に配慮した計画とする。 2) 室内にミーティングスペースを確保する。 3) フリーアクセスフロアとする。				
什器備品等	提案による				

表 5-13 エントランスホール

項 目	内 容				
設置室数	1 箇所				
用 途	見学者やその他来館者の受け入れ時、地域住民の研修室利用時のエントランス及びエントランスホールとして利用する。				
規 模	床面積	提案による	利用対象 及び人数	見学者 組合職員	100 人 程度
	見学者（100 人程度）が一度に入館、待機できる規模とする。ただし、相当規模を 1 階部分に確保することが困難な場合は、上階への移動後に待機スペースを確保するものとしてもよい。				
諸室仕様	1) 来館者に対応するため、エントランスホールに面して、従業者事務室の受付窓口を設ける。ただし、従業者事務室を 2 階以上（エントランスホールと異なる階）に配置するときは、エントランスホールの分かりやすい場所に諸室の位置等を示す案内板を設けるものとする。 2) 受付の位置がわかりやすいよう、エレベーターや階段の位置に配慮する。 3) 風除室を設ける。 4) 風除室内に傘立ておよび泥除けマットを設ける。 5) 屋内は上足で使用するものとし、エントランスには上がり框及び 100 名分の靴箱を設け、靴を脱ぐスペースを確保する。 6) 段差にはスロープを設け、車いすで利用できるようにする。 7) 団体見学者を受け入れられるよう適切な仕様とし、駐車場より玄関まで可能な限り円滑にアプローチできるような計画とする。 8) エントランスには庇のある車寄せを設け、雨天時の利用に配慮する。				
什器備品等	靴箱	下足及びスリッパ（100 足分）を収容できるものとする。			
	傘立て	利用者数より適正数を設ける。利用者が施錠できるものとする。			
	泥除けマット	1 枚程度設ける。			

表 5-14 研修室

項 目	内 容				
設置室数	1 室				
用 途	見学者の見学事前説明、講習、組合職員の会議等を利用する。 災害時は見学者、従業者の避難スペースとして利用する。				
規 模	床面積	提案による	利用対象 及び人数	見学者	100 人
	100 名程度が長机にスクール形式で収容できる規模とする。 35 人×3 室で分割利用ができるものとし、分割利用時にそれぞれ 35 人が長机にスクール形式で着席できる規模とする。				
諸室仕様	1) 外部に面して開口部を設け、積極的に自然採光を取り入れられる計画とする。 2) 可動式のパーティション（防音仕様）により、1 室を 3 分割（35 名×				

項 目	内 容																		
	3室) して使用できるようにする。可動式パーティションは収納できるものとする。 3) 講習・説明に必要な映像・音響機材等を整備する。3室分割使用時にもそれぞれの室で映像・音響設備を使用できるように機器及び配線に配慮する。 4) スクリーン及び大型モニターで、各プロセスデータやI T Vカメラの情報、公害監視用データ表示盤のデータ等の中央制御室のモニター画面に表示できる全情報を表示し、見学者が閲覧できる機能を有する設備を設ける。 5) 焼却処理の過程や熱回収等を説明するための機器を設置する。 6) 床はフリーアクセスフロアとし、タイルカーペット仕上げとする。 7) 無柱空間とする。 8) プロジェクター等の使用等遮光性に配慮した仕様（ブラインドボックス・ブラインドの設置）を施す。 9) 外部からの騒音及び音漏れに配慮した仕様とする。 10) 音響スピーカーは、音響を考慮した適正な数量・配置とする。 11) 放送設備は無線式とする。 12) R A Nを使用できる仕様とする。 13) 避難スペースとしての利用を想定し、寝食等をとることに配慮した仕様とする。 14) 研修室に隣接して、研修室の机やいすが全て納められる倉庫を設け、机等の出し入れが容易に行える開口を確保する。																		
什器備品等	<table border="1"> <tr> <td>3人掛け長机</td><td>40 台程度設ける。 車いす対応のものを3台程度設ける。 運搬及び収納しやすいものとする。</td></tr> <tr> <td>イス</td><td>120 脚程度設ける。 使用時の折り畳み等不要で、重ねて収納できるものとする。</td></tr> <tr> <td>ビデオプロジェクター</td><td>35 人対応用の天井つりさげ式を3台設ける。</td></tr> <tr> <td>スクリーン</td><td>35 人対応用の固定式を3台設ける。</td></tr> <tr> <td>モニター</td><td>60 インチ以上を3台以上設ける。 室のフレキシブルな利用を考慮し、可搬式とする。 100 人対応時も適切に視聴できるようプロジェクターとの併用を考慮する。</td></tr> <tr> <td>ホワイトボード</td><td>可動式を3台以上設ける。</td></tr> <tr> <td>演台</td><td>1 台程度設ける。</td></tr> <tr> <td>音響機器</td><td>ワイヤレスマイク・スピーカーを導入する。 分割した各室で使用できるものとする。</td></tr> <tr> <td>ブラインド</td><td>電動式とし、暗転可能なものとする。</td></tr> </table>	3人掛け長机	40 台程度設ける。 車いす対応のものを3台程度設ける。 運搬及び収納しやすいものとする。	イス	120 脚程度設ける。 使用時の折り畳み等不要で、重ねて収納できるものとする。	ビデオプロジェクター	35 人対応用の天井つりさげ式を3台設ける。	スクリーン	35 人対応用の固定式を3台設ける。	モニター	60 インチ以上を3台以上設ける。 室のフレキシブルな利用を考慮し、可搬式とする。 100 人対応時も適切に視聴できるようプロジェクターとの併用を考慮する。	ホワイトボード	可動式を3台以上設ける。	演台	1 台程度設ける。	音響機器	ワイヤレスマイク・スピーカーを導入する。 分割した各室で使用できるものとする。	ブラインド	電動式とし、暗転可能なものとする。
3人掛け長机	40 台程度設ける。 車いす対応のものを3台程度設ける。 運搬及び収納しやすいものとする。																		
イス	120 脚程度設ける。 使用時の折り畳み等不要で、重ねて収納できるものとする。																		
ビデオプロジェクター	35 人対応用の天井つりさげ式を3台設ける。																		
スクリーン	35 人対応用の固定式を3台設ける。																		
モニター	60 インチ以上を3台以上設ける。 室のフレキシブルな利用を考慮し、可搬式とする。 100 人対応時も適切に視聴できるようプロジェクターとの併用を考慮する。																		
ホワイトボード	可動式を3台以上設ける。																		
演台	1 台程度設ける。																		
音響機器	ワイヤレスマイク・スピーカーを導入する。 分割した各室で使用できるものとする。																		
ブラインド	電動式とし、暗転可能なものとする。																		

表 5-15 環境啓発エリア

項 目	内 容				
設置室数	適宜				
用 途	小学校の社会科見学、個人・団体の施設見学、環境に関わる体験教室の開催、リユース品販売、行政が推進する環境啓発全般を目的とする。				
規 模	床面積	提案による	利用対象 及び人数	見学者	100 人
	既存のリサイクルプラザを参考にし、これまで以上の活動ができる規模とする。				
諸室仕様	1) 研修室、プラント施設等の見学ルート上に体験型の展示コーナーや情報設備等を備え、円滑な見学ができるよう配慮する。 2) 給水、給湯、加熱設備を備えた工作室を設ける。 3) 衣類や雑貨のリユース品展示室を設け、販売に必要なカウンター等の設備を設ける。 4) 書籍、I T 設備等設け、来館者が自由に閲覧できる情報閲覧コーナーを設ける。 5) 屋外に生ごみの堆肥化ができる設備を設ける。 6) オムツ替え用ベッド、授乳スペース等を備えた授乳室を設ける。 7) 来場しやすい施設を実現するための談話・飲食スペース、キッズコーナーなどは、事業者の提案に委ねることとする。				

表 5-16 従業者通用口

項 目	内 容				
設置室数	1 箇所				
用 途	従業者が通常の通勤及び退勤等の出入りに利用する。				
規 模	床面積	提案による	利用対象 及び人数	従業者	提案による
諸室仕様	1) 傘立ておよび泥除けマットを設ける。 2) 屋内は上足で使用するものとし、エントランスには上がり框及び靴箱を設け、靴を脱ぐスペースを確保する。 3) 駐車場より従業者通用口まで可能な限り円滑にアプローチできるような計画とする。 4) 通用口には底を設け、雨天時の利用に配慮する。				
什器備品等	靴箱	下足及びスリッパを収容できるものとする。長靴も収容できるものとする。			
	傘立て	従業者分を設ける。			
	合羽かけ	提案による。			
	泥除けマット	1 枚程度設ける。			

表 5-17 トイレ

項 目	内 容				
設置室数	適宜				
用 途	見学者、その他来場者、従業者及び搬入者がそれぞれ利用する。				
規 模	床面積	提案による	利用対象 及び人数	見学者 従業者等	提案による
諸室仕様	1) 見学ルートに面して見学者・来館者が利用できるトイレを計画する。 2) バリアフリー性能に配慮し、男子トイレ・女子トイレ・多目的トイレを適切に計画する。 3) 各階に設置する。				

表 5-18 書庫

項 目	内 容				
設置室数	1 室				
用 途	施設の維持管理・運営に必要な図書のほか、組合所有の書籍等を収蔵し、組合職員が管理する。				
規 模	床面積	60 m ² 程度 (組合職員用)	利用対象 及び人数	組合職員	4 人程度
	組合の要求する書棚を収蔵できる規模とする。				
諸室仕様	1) ハンドル式ユニット書庫を設置する。 2) 書庫内に閲覧スペースを確保する。				
什器備品等	書庫	組合の要求する仕様で、適正な台数整備する。 大判書類の整理もできる書棚を設置する。			

表 5-19 浴室

項 目	内 容				
仕 様	1) 従業者の利用する浴槽付きの浴室を 2 室設ける。 2) 浴室には脱衣室を設ける。 3) 非常時等に従業者以外も利用できるように、管理施設からの安全な動線を確保する。 4) 普段の使用がどちらか 1 室に偏らないように、男女の使用区別を変更できるようにする。				

表 5-20 その他

項 目	内 容				
仕 様	1) その他必要な諸室（倉庫、危険物庫、予備品収納庫、従業者休憩室、従業者更衣室、従業者給湯室、従業者会議室等）適切な広さで設ける。 2) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例整備マニュアルに則った仕様とする。 3) 各諸室には十分な換気機能を設けることとする。				

5.2.3 諸室相関図

新施設に設ける主な諸室の整備方針に基づく相関関係は図 5-4 諸室相関図 に示すとおりである。

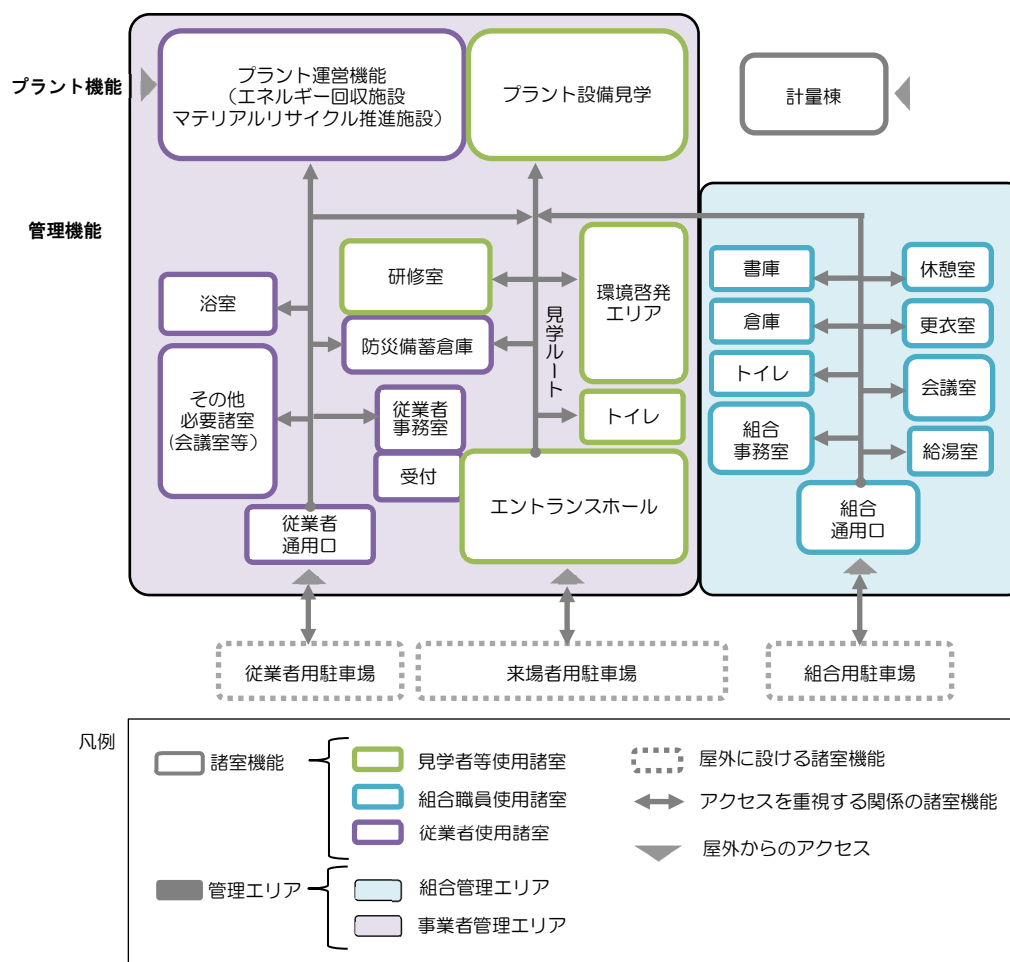


図 5-4 諸室相関図

5.3 建築デザイン計画

新施設は田畑や相合川などに近接した自然豊かな環境に立地していることから、周辺環境との調和に十分配慮した施設整備を図ることとする。

建設候補地は、景観計画区域内（一般地区：集落・農地ゾーン）に位置するため、伊勢市の景観計画に適合する計画とする。

5.4 構造計画

新施設では、建築基準法や官庁施設の総合耐震計画に基づき、震度 6 強から震度 7 程度の極めて稀にしか発生しない大規模地震に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害は生じないことを目標として設計・施工を行うこととする。

また、国土交通省が「官庁施設の総合耐震計画基準」において定めている耐震安全性の目標として、表 5-21 に示す耐震安全性の目標を満足することとする。

表 5-21 新施設で採用する耐震安全性の目標

部 位	分類	耐震安全性の目標
構造体 (柱、梁、主要壁、屋根、基礎等)	Ⅱ 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
建築非構造部材 (間仕切り壁、外壁仕上げ材、ブロック塀、天井材等)	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備 (空調、照明、給排水設備等)	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。

5.5 建築設備計画

建築機械設備計画及び建築電気設備計画においては、省エネルギー化、自然エネルギーの活用等環境負荷低減に配慮した計画とする。また、設備機器の清掃、点検、更新等の容易なメンテナンス性に優れた計画とする。

5.6 バリアフリー計画

積極的なユニバーサルデザインのまちづくりの推進のため、国で定められているバリアフリー法に適合させることが求められている。また三重県では加えて「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（UD条例）」があり、新施設においては基準に適合させる義務がある。「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例整備マニュアル」に基づき、多様な利用者の多彩なニーズに応え、子ども、高齢者や車いす利用者なども円滑に施設を利用できるよう配慮した計画とする。

5.7 外構計画

5.7.1 計画地盤高

伊勢市から公表されている建設候補地周辺の洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップ(平成 29 年度台風第 21 号の浸水実績)から建設候補地は 0.5m 以下（T. P. +7.1m 以下）の洪水による浸水が想定されているため、より高い安全性を確保するため 1.0m 嵩上げ（盛土）を行い、浸水深より 0.5m 高い T. P. +7.6m 以上を計画 G L（計画地盤高）とする。

5.7.2 排水施設計画

建設候補地内の雨水は原則として公共用水域に放流する計画とする。周辺地域に溢水等による被害が生じないよう洪水調整池を設置することとする。

5.7.3 その他外構計画

その他必要外構計画（雨水調整池計画、緑地計画、構内道路、門扉・囲障計画、照明計画、構内サイン工事）については施設整備工事発注段階までに条件を整理することとする。

